

危険物を積載する車両の寒風山トンネルの通行の禁止または制限の公示

高知県公示第1号

愛媛県公示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第46条第3項並びに道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条の12及び第19条の13の規定に基づき、下記のとおり、危険物を積載する車両の寒風山トンネルの通行を禁止し、または制限しますので、道路法施行令第19条の15及び道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の10の規定により公示します。

平成11年4月16日

高知県知事名

愛媛県知事名

1. 危険物を積載する車両の通行を禁止し、または制限するトンネルの名称及び箇所

次表のとおり

名 称	箇 所
寒風山トンネル	高知県吾川郡いの町大字桑瀬字長又から愛媛県西条市藤之石字ヨシ渡瀬まで

2. 危険物を積載する車両の通行を禁止する当該危険物の表示

別表第1のとおり

3. 危険物を積載する車両の通行を制限する当該危険物を積載することができる車両の種類並びに当該危険物の容器包装、積載数量及び積載方法に関する要件

別表第2のとおり。ただし、原則として災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部または非常災害対策本部が設置されている場合に、被災した地方公共団体等からの災害応急対策に必要な燃料の供給要請に基づき道路管理者が特に通行を認めた場合は、水底トンネル又はこれに類するトンネルを通行しようとする車両（別表第2中「第四類・引火性液体」を積載する移動タンク貯蔵所（タンクローリー）に限る。）のうち、当該水底トンネル若しくはこれに類するトンネルの構造を保全し、又は水底トンネル若しくはこれに類するトンネルにおける交通の危険を防止するため、誘導車を当該車両の前後に配置するなど当該車両の通行の安全を確保するために必要であると道路管理者が認める措置が講じられているものについては、別表第2にかかわらず、通行することができることとする。

4. この公示に係る通行の禁止または制限は、平成11年4月17日から実施する。

（平成13年11月30日及び令和3年12月6日一部改正）

別表第1

1 火薬類及び火薬類以外の爆発性物質

表 示		
項 目	品 名	
火薬類	ジアゾジニトロフェノール テトラセン その他火薬類取締法に規定する起爆薬	四硝酸ペンタエリスリット ニトログリコール ニトログリセリン その他火薬類取締法に規定する爆発の用途に供せられる硝酸エステル 煙火（がん具煙火を除く。）
火薬類以外の爆発性物質	ニトロメタン その他これと同程度以上の爆発性を有するもの	

2 毒物・劇物及びその他の有毒性物質

表 示		
項 目	品 名	
毒物	シアン化水素 塩化シアノゲン 四アルキル鉛 ホスゲン	
劇物	クロルピクリン	
毒物・劇物以外の有毒性物質	二酸化窒素（四酸化二窒素） その他これと同程度以上の毒性を有するもの	

3 水又は空気と作用して発火性を有する物質

表 示		
項 目	品 名	
水又は空気と作用して発火性を有する物質	シラン ジシラン トリシラン ホスフィン その他これらと同程度以上の発火性を有するもの	

別表第2

1 火薬類及びがん具煙火

表 示		車両の種類	要 件	
項 目	品 名		積載数量	その他
火 薬	黒色火薬 無煙火薬 その他火薬類取締法に規定する火薬	普通自動車及び 四輪以上の小型 自動車	10 キログラム以下	火薬類取締法そ の他関係法令に 定める事項を遵 守すること
	カーリット 硝安爆薬 ダイナマイト テトリル トリニトロトルエン トリメチレントリニトロアミ ン ピクリン酸 その他火薬類取締法に規定する爆薬		5キログラム以下	
火 工 品	工業雷管		100 個以下	
	電気雷管			
	信号雷管			
	導火管付き雷管		25 個以下	
	銃用雷管		10,000 個以下	
	実包		1,000 個以下	
	空砲			
	導爆線		100 メートル以下	
	制御発破用コード		20 メートル以下	
	導火線		2,000 メートル以下	
	信号えん管		100 個以下	
	信号火せん			
煙 火 が ん 具	その他火薬類取締法に規定する火工品		その原料をなす火 薬10 キログラム又 は爆薬5キログラ ム以下	
	がん具煙火			

2 高圧ガス

表 示		車両の種類	要 件		
項目	品 名		積載数量	容器の内容積	その他
可燃性ガス及び毒性ガス	亜酸化窒素 アセチレン アンモニア エタン エチレン エチレンオキシド (酸化エチレン) 塩化ビニル 塩化メチル (クロルメチル) 塩素 臭化メチル (ブロムメチル) 水素 石油ガス 天然ガス トリメチルアミン 二酸化硫黄 (亜硫酸ガス) ブタジエン メチルエーテル モノメチルアミン 硫化水素 その他高圧ガス保安法に規定する可燃性ガス及び毒性ガス	普通自動車 及び四輪以上の小型自動車	圧縮ガスの場合は、ガス容積60立方メートル以下	120 リットル未満	高圧ガス保安法その他関係法令に定める事項を遵守すること。
	酸素		液化ガスの場合は、600 キログラム以下		
不活性ガス	アルゴン 空気 窒素 二酸化炭素 ネオン ヘリウム その他高圧ガス保安法に規定する可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガス		圧縮ガスの場合は、ガス容積90立方メートル以下	圧縮ガスの場合は、120 リットル未満	
			液化ガスの場合は、18,000 リットル以下	液化ガスの場合は、18,000 リットル以下	

注 圧縮ガスのガス容積は、温度零度、ゲージ圧力零キログラム毎平方センチメートルの状態に換算したときの容積である。

3 毒物又は劇物

表 示		車両の種類	要 件	
項目	品 名		積載数量	その他
毒物	フッ化水素 フッ化水素を含有する製剤 無機シアン化合物を含有する製剤 (紺青、フェリシアン塩及びフェロシアン塩のいずれかを含有する製剤を除く。) で液体状のもの その他毒物及び劇物取締法に規定する毒物であって液体状のもの	普通自動車 及び四輪以上の小型自動車	1,000 キログラム未満	毒物及び劇物取締法 その他関係法令で定める事項を遵守すること。
劇物	アンモニアを含有する製剤 (アンモニア10%以下を含有するものを除く。) けいフッ素水素酸 ジメチル硫酸 臭素 ホルマリン (ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。) その他毒物及び劇物取締法に規定する劇物であって液体状のもの (次に掲げるものを除く。) 1 水酸化トリアルキル錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剤 2 ロダン酢酸エチル及びこれを含有する製剤			

4 消防法別表第一に掲げるもの

表 示			車両の種類	要 件	
項 目	品 名	性状等		積載数量	その他
第一類・酸化性固体	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 無機過酸化物 亜塩素酸塩類 臭素酸塩類 硝酸塩類 よう素酸塩類 過マンガン酸塩類 重クロム酸塩類 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第1項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	項目欄に掲げる第一類酸化性固体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第一備考第1号に掲げる性状を示すものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	第一種酸化性固体 50 キログラム未満 第二種酸化性固体 300 キログラム未満 第三種酸化性固体 1,000 キログラム未満	消防法 その他 関係法令で定める事項を遵守すること。
第二類・可燃性固体	硫化りん 赤りん 硫黄	①項目欄に掲げる第二類・可燃性固体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第一備考第2号に掲げる性状又は引火性を示すものとする。ただし、硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、同表備考第4号によるものとする。 ②その他品名欄に掲げる物質については、消防法別表第一備考第3号及び第5号から第7号までによるものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	100 キログラム未満	消防法 その他 関係法令で定める事項を遵守すること。
	鉄粉			500 キログラム未満	
	金属粉 マグネシウム			第一種可燃性固体 100 キログラム未満 第二種可燃性固体 500 キログラム未満	
	前記に掲げるもののいずれかを含有するもの				
	引火性固体			1,000 キログラム未満	

第三類・自然発火性物質及び禁水性物質	カリウム ナトリウム アルキルアルミニウム アルキルリチウム	項目欄に掲げる第三類・自然発火性物質及び禁水性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第一備考第8号に掲げる性状を示すものとする。ただし、カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、同表備考第9号によるものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	10 キログラム未満	消防法 その他 関係法令で定める事項を遵守すること。
	黄りん			20 キログラム未満	
第四類・引火性液体	アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。） アルカリ土類金属 有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。） 金属の水素化物 金属のりん化物 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第2項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含むもの	①項目欄に掲げる第四類・引火性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第一備考第10号に掲げる引火性を示すものとする。 ②その他品名欄に掲げる物質については、消防法別表第一備考第11号から第14号までによるものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	第一種自然発火性物質及び禁水性物質 10 キログラム未満 第二種自然発火性物質及び禁水性物質 50 キログラム未満 第三種自然発火性物質及び禁水性物質 300 キログラム未満	消防法 その他 関係法令で定める事項を遵守すること。
	特殊引火物 第一石油類 アルコール類 第二石油類			50 リットル未満 非水溶性液体 200 リットル未満 水溶性液体 400 リットル未満 400 リットル未満 非水溶性液体 1,000 リットル未満 水溶性液体 2,000 リットル未満	

第五類・自己反応性物質	有機過酸化物 硝酸エステル類 ニトロ化合物 ニトロソ化合物 アゾ化合物 ジアゾ化合物 ヒドラジンの誘導体 ヒドロキシルアミン ヒドロキシルアミン塩類 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第3項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	①項目欄に掲げる第五類・自己反応性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第一備考第18号に掲げる性状を示すものとする。 ②品名欄に掲げる「前記に掲げるもののいずれかを含有するもの」については、消防法別表第一備考第19号によるものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	第一種自己反応性物質 10 キログラム未満 第二種自己反応性物質 100 キログラム未満	消防法 その他関係法令で定める事項を遵守すること。
第六類・酸化性液体	過塩素酸 過酸化水素 硝酸 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第4項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	項目欄に掲げる第六類・酸化性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第一備考第20号に掲げる性状を示すものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	300 キログラム未満	消防法 その他関係法令で定める事項を遵守すること。
注1 性状等欄に掲げる性状の二以上を有する物品については、消防法別表第一備考第21号によるものとする。 2 積載数量の欄に掲げる種別は、危険物の規制に関する政令別表第3備考各号に定める分類をいう。					

5 腐食性を有する物質

表 示		車両の種類	要 件	
項目	品 名		積載数量	その他
腐食性を有する物質	ナトリウムアミド	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	200 キログラム未満	関係法令で定める事項を遵守すること。
	塩化スルフルル		400 キログラム未満	

6 マッチ

表 示		車両の種類	要 件	
項目	品 名		積載数量	その他
マッチ	マッチ	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	50 キログラム以下	関係法令で定める事項を遵守すること。

注1 別表第2の品名欄に掲げる物質は、別表第1に掲げる物質を含まないものとする。

2 「車両の種類」は、道路運送車両法（昭和26年法律第183号）第3条に定めるところによる。

3 別表第2の1～4の品名欄に掲げる物質で、1～4の二以上に重複するものは、積載数量の厳しい方に含まれるものとする。

4 別表第2の品名欄に掲げる品名の異なる危険物等を運搬するときの数量は、品名ごとの危険物等の運搬しようとする数量を、それぞれ当該品名で定める積載数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。